

令和3年度

BIM を活用した建築生産・維持管理
プロセス円滑化モデル事業
(パートナー事業者型)

募 集 要 領

令和3年3月

国 土 交 通 省

住宅局建築指導課

※P.7について、令和3年4月6日時点で記載を修正しております。ご了承ください。

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業の概要	1
2. 1 公募する事業について【パートナー事業者型】	
2. 2 応募要件	
2. 3 事業の期間	
3. 応募から採択決定までの流れ	8
3. 1 手続きの概要	
3. 2 採択に係る審査の方法	
3. 3 採択に係る審査項目	
3. 4 採択に係る審査結果の通知	
4. 応募方法	10
4. 1 公募期間	
4. 2 提出物・提出方法	
4. 3 問い合わせ先	
5. 採択後の流れ	12
6. 採択を受けた者の責務	13
6. 1 検証結果報告書の提出	
6. 2 検証の進捗・成果報告	
6. 3 検証の成果の公開・普及	
6. 4 知的財産権の帰属等	
6. 5 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力	
(参考) パワーポイントによる補足説明資料について	15

1. 事業の趣旨

本事業は、BIMを通じたデジタルデータの活用により、建築分野における生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等に向けて、建築 BIM 推進会議と連携し、提言を行うため、設計・施工等のプロセスを横断して BIM を活用する試行的な建築プロジェクトにおける BIM 導入の効果等を自らの費用負担にて検証する取組について、優れた提案を応募した者を国が採択するものです。

なお、建築 BIM 推進会議を中心に建築分野における BIM の普及に向けた検討を進めるため、本事業による検証等の方向性や、進捗・成果については、報告書として公表するとともに、建築 BIM 推進会議又は建築 BIM 環境整備部会（またはその他の成果報告会）において報告していただきます。

注：本公募は補助金の公募ではありませんのでご注意ください。補助金の交付がなく、自らの費用負担にて検証する取組を採択・公表するための公募です。

2. 事業の概要

2. 1 公募する事業について【パートナー事業者型】

建築 BIM 推進会議で策定された「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月策定。以下「BIM ガイドライン」という。）の標準ワークフローを前提とした、BIM を活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、以下の（1）及び（2）のいずれも実施する効果検証・課題分析等の取組みを公募します。

（1）と（2）を組み合わせて、具体の応募提案を検討ください。

なお、本事業は2年目となります。提案にあたっては、令和2年度の事業者が既に取り組んでいる検証等になっていないか、令和2年度の事業者の提案内容等をよくご確認ください。

公募する事業【パートナー事業者型】：BIM ガイドラインの標準ワークフローを前提とした建築プロジェクトで以下の（1）及び（2）の両方を実施する事業

（1） BIM を通じたデジタルデータの活用による、BIM の活用による生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等を通じたメリットの検証等

（2） BIM データの活用・連携に伴う課題の分析等

注：今回の公募は「パートナー事業者型」の募集となります。

- ・特に発注者メリットや、発注者と受注者の役割分担等について検証等を実施する「先導事業者型」について、同様に公募を行っています。（令和3年3月10日から令和3年4月9日まで）
- ・中小事業者が BIM を試行的に活用する「中小事業者 BIM 試行型」（仮称）のモデル事業について、別途募集を予定しております。
- ・いずれも提案をご検討される場合は、国土交通省HPをご覧ください。

補足① 公募する「建築プロジェクトでの検証等」について

- BIM ガイドラインの標準ワークフローを前提とした、実際の建築プロジェクトでの検証等を想定しておりますが、
 - ・既に実施済みのプロジェクトについて、改めて BIM を活用して検証等するものを含みます。
 - ・既に実施済みのプロジェクトであって、BIM で既に執り行っているプロジェクトであっても、改めて検証等を行うものを含みます。また、当該プロジェクトについて、更なる発展的な BIM の活用をシミュレーションしたうえで検証等するものを含みます。
 - ・実際の建築プロジェクトと同等の、仮想的なプロジェクトで検証等するものを含みます。(ただし、提案内容に応じて、適切な範囲で与条件を設定するとともに関係法令へ適合させる等、実際の建築プロジェクトと同等であることが必要です。)
- BIM ガイドラインの標準ワークフローを前提としつつ、プロジェクト全体の効果検証等だけでなく、その一部分(例：設計・施工等のプロセス間、又は設計プロセス内や施工プロセス内の情報連携(意匠・構造・設備設計事務所の情報連携や、ゼネコン・サブコン・メーカーの情報連携等)等)の効果検証等も可能です。また、新築工事に係るプロジェクトだけでなく、維持管理や増改築工事に係るプロジェクトで検証等するものを含みます。

補足② 「建築プロジェクトでの検証等」における留意点

- 6. の採択を受けた者の責務に記載している通り、令和3年度末には、当該検証等によって得られた成果をまとめた「検証結果報告書」を作成し、提出しなければなりません。当該報告書は国土交通省HP等にて公開されるものとなります。また、当該報告書には、BIM 実行計画(BEP(BIM Execution Plan))又は BIM 発注者情報要件(EIR(Employer's Information Requirements))や、今後の BIM ガイドライン改訂に向けた提言が含まれます。最終成果物についてはご留意ください。
- 建築プロジェクトでの検証等とその成果の取りまとめに当たっては、具体の建築物の名称や個人名、企業情報、セキュリティに係る情報等、機密情報が含まれると考えられます。上記の通り、「検証結果報告書」については公開することとしておりますので、原則として、機密情報以外については公開していただきます。なお、機密情報や公開情報の範囲については、その成果等の波及性・再現性等に留意しつつ、必要に応じて6. 5の事業に関するヒアリング等で調整させていただきます。
- なお、本事業の成果は、当該成果をまとめた「検証結果報告書」であり、6. の採択を受けた者の責務に記載している通り、事業により生じた知的財産権及び取得した財産の所有権は、事業主体に帰属します。そのため、本事業において作成・活用した BIM データ等についても、事業主体に帰属します。また、当該 BIM データ等の提出・公開は求めておりません。

補足③ 【重要】令和2年度事業（連携事業含む。）からの変更点

○令和2年度の本事業の採択事業者及び連携事業者が取り組んでいないメリットの検証や課題の分析等を行うこととします。同じ検証等である場合、評価できません。

- ・類似の検証等に取り組む場合、令和2年度事業の不十分な点を明らかにするなど、発展的な検証等であることがわかるようにしてください。
- ・特に検証等されていないものとして、例えば以下のようなものがありますので、積極的にご検討ください。
 - ✓ 令和2年度の事業者が取り組んでいない用途（例：商業施設、住宅、生産施設等）
 - ✓ 構造方法（例：木造等）
 - ✓ 供給方法の違い（例：全国チェーン施設による標準化されたシステム設計等）
 - ✓ BIMを含むデジタルデータと新技術・サービスとの連携、BIMデータの売買、不動産評価、他分野との連携等

(1) 「BIMの活用によるメリットの検証等」について（詳細）

BIMガイドラインに沿って行われる建築プロジェクトにおける、設計、施工、維持管理等の各プロセス、またはそれらを横断するプロセスにおけるBIMの活用による生産性向上等のメリットに対する定量的な効果検証等を行うものです。

定量的に検証する効果は、それぞれの応募提案で具体的に設定してください。効果については、複数設定することも可能です。（例：業務量の削減（人・日）、所要期間の短縮（日、時間）等）

<参考 効果検証等の提案例>

（※あくまで例示であり、応募提案は以下に限りませんので、幅広くご検討ください。なお、いずれも定量的に検証する必要があります。）

- ・BIMを含むデジタルデータと新技術・サービス、他分野との連携によるメリットとコスト・労力等の検証
- ・建築物の利活用情報等、BIMデータを通じたビッグデータの収集・データ売買とその活用による付加価値等の検証
- ・コンピューテーショナルデザインや専門会社によるデジタルファブリケーションなど、BIMを活用することで可能となる新たな建築デザインによる建築物の価値創造等の検証
- ・BIMデータの公開による不動産流通の促進、不動産評価での活用に係る将来的なメリットの検証
- ・3Dモデルの使用による合意形成の円滑化に伴う業務量の削減効果等の検証
- ・図面間の整合性の確保による不整合個所の減少率や、それに伴う手戻りの発生抑制による業務量の削減効果等の検証
- ・BIM活用による品質問題、不具合箇所等の発生率減少効果等の検証
- ・コスト算出の迅速化による業務量の削減効果等の検証
- ・工程管理の精度向上による工期の短縮効果等の検証
- ・維持管理データベースの統合による業務量の削減効果等の検証
- ・BIMデータの受け渡しによる重複入力作業の効率化に伴う業務量の削減効果等の検証
- ・設計段階での施工計画検討の前倒し実施（フロントローディング）による工期の短縮効果やコストの低減効果等の検証
- ・BIM活用によるコミュニケーションの円滑化に伴う、業務方法の改善効果の検証（テレワークの実施や、遠隔地での業務体制構築と進捗管理による、業務量やコストの削減効果等）
- ・BIMとセンター等との連携による、効率な施工による業務量やコスト等の削減効果や、建築物の効率な維持管理による付加価値等の検証

また、効果を測定するための比較基準についても、効果が適切に定量的に検証できるよう、それぞれの提案で具体的に設定してください。（例：CAD等を活用している場合の業務量との比較等）

さらに、当該比較基準に照らして、期待される効果の目標についても、それぞれの提案で具体的に設定してください。（例：業務量を、比較基準に照らして1割削減 等）

なお、実際の効果検証に当たっては、（（2）で分析する）様々な課題が挙げられることが考えられます。その際には、当該課題が解決された場合の効果についても検証してください。また、効果については、当該プロジェクトの用途や規模、構造種別、利用・維持管理方法等といった当該プロジェクト固有の条件による影響を考慮して検証を行ってください。

特に、比較基準の設定や、今後の課題を解決した場合の効果の検証等、効果検証に当たっては適宜様々な仮定の上、諸条件を設定することも考えられますが、その場合には具体的に設定の考え方や根拠等を示す必要があります。

(2) 「BIMデータの活用・連携に伴う課題の分析等」について（詳細）

発注者や、設計、施工、維持管理等を行う関係事業者など、様々な関係者間において、BIMガイドラインに沿ってBIMデータを受け渡し等しつつ連携する場合に生じる課題の分析や、その解決策の検討を行うものです。

分析する課題について、事前に想定されるものを、それぞれの応募提案で具体的に設定してください。課題については、複数設定することも可能です。また、あわせて当該課題の解決策の検討の方向性も具体的に設定してください。

また、今後のBIMガイドライン改訂に向けた提言を検証結果報告書に盛り込む必要がありますので、それを見据えた課題を設定してください。

なお、設定する課題については、応募提案に際し、BIMガイドライン又は「建築BIMの将来像と工程表」（令和元年9月建築BIM推進会議策定）の工程表（以下「工程表」という。）における該当箇所を明示してください。

また、（1）でも記載した通り、設定した課題が解決した場合の効果についても検証してください。さらに課題については、当該プロジェクトの用途や規模、構造種別、利用・維持管理方法等といった観点からの検証も必要です。

<課題分析等の提案例>

（※あくまで例示であり、応募提案は以下に限りませんので、幅広にご検討ください。）

- ・設計段階から施工段階へのBIMデータの受け渡しにおける、モデリング・入力ルールや確定範囲の伝達手段等の課題分析（該当：BIMガイドライン3-1、参考資料たき台）
- ・設計BIMを活用した維持管理BIMの作成業務における、維持管理段階で必要となる情報入力ルール等の課題分析（該当：BIMガイドライン3-2）
- ・設計におけるBIMの整合性確保や、設計変更等に起因する契約内容とBIMの不整合等に関する課題分析（該当：BIMガイドライン3-1）
- ・標準ワークフローに沿った、設計BIMや施工BIM、維持管理BIMの関係者間の適正なデータ連携手法の課題分析（該当：工程表5-2）
- ・上記課題に係るBIM実行計画（BEP）又はBIM発注者情報要件（EIR）の標準的なあり方の検討等（該当：工程表1-2、1-3）、竣工モデルのあり方の検討等（該当：工程表1-4）、部品メーカーとのかかわり方の整理（該当：工程表1-5）、BIMを活用した場合の契約・業務報酬・著作権のあり方の検討（該当：工程表1-6、1-7、1-8）

2. 2 応募要件

(1) 応募者は、事業期間内において効果検証・課題分析等に取り組もうとするものとします。

(2) 応募者は、次の①～⑤に該当し、効果検証・課題分析等を行おうとする者とします。

① 応募者は民間事業者等[※]であること。また、効果検証・課題分析等の対象となる建築プロジェクトの発注者又は所有者ではない場合には、発注者等の了解を得ていること。

※民間事業者等には、建築プロジェクトの発注者又は所有者だけでなく、設計者、施工者、維持管理者、各種コンサルタント等、発注又は受注された建築プロジェクトに関与する者を含みます。

また、国公立大学や独立行政法人などを含みます。なお、地方公共団体は含みません（ただし、例えば地方公共団体の庁舎等について、地方公共団体の了解を得て民間事業者等である設計者又は施工者等が応募提案することは可能です）。

② 効果検証・課題分析等を確実に遂行するに足る技術的能力を有すること。

③ 事業期間内での効果検証・課題分析等を達成するために必要な体制及び能力を有すること。

④ 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

(3) 一応募者につき、応募は一提案に限ります。【赤字：令和3年4月6日時点で記載を修正】

・同一の応募者が「パートナー事業者型」として複数の提案を応募することはできませんが、同一の応募者により、別途募集を行っている「先導事業者型」、今後募集を予定している「中小事業者 BIM 試行型」（仮称）との重複応募は可能です。ただし、評価はそれぞれの募集要領に基づき行うとともに、採択は「先導事業者型」「パートナー事業者型」を含め、1応募者につき1件の採択に限ります。^{※1※2※3※4}

・複数の者が共同して応募することも可能です。その場合、その中から応募者の代表を定めたいうで応募してください。また、提案の際に構成員として応募者すべてを記載してください。

※1 別途募集を行っている「先導事業者型」（令和3年3月10日から令和3年4月9日まで公募）の提案について、採択に至らなかった提案の中から、

・評価委員会にて一定の評価を得たもの。

・パートナー事業者としての事業の実施について事業者の同意を得られたもの。

の両方を満たした提案について、パートナー事業者としての採択を行う予定です。「先導事業者型」への応募を行った場合、本事業への重複応募は不要です。

※2 中小事業者が BIM を試行的に活用する「中小事業者 BIM 試行型」（仮称）の提案については、パートナー事業者として採択する予定はありません。

※3 「先導事業者型」に採択された場合、「中小事業者 BIM 試行型」については審査を行いません。

※4 「パートナー事業者型」については補助金の対象外であることから、「パートナー事業者型」及び「中小事業者 BIM 試行型」の双方に応募している応募者については、「パートナー事業者型」採択時に応募者の意向を確認します。

2. 3 事業の期間

効果検証・課題分析等の事業期間は単年とします。

なお、今年度の事業の期間は以下の通り予定しています。

・採択決定通知の交付日（令和3年6月目途）から令和4年3月4日（金）まで

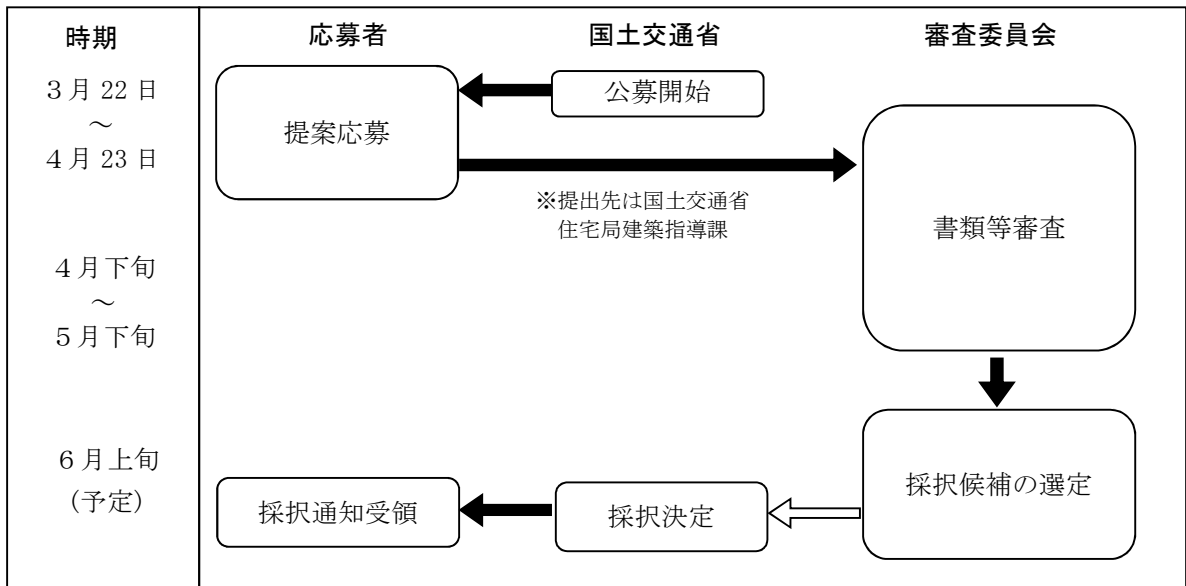
（建築 BIM 推進会議又は建築 BIM 環境整備部会における報告は、原則として上記期間内を予定しておりますが、その他成果報告会については令和4年3月4日以降となる場合があります）

3. 応募から採択決定までの流れ

3.1 手続きの概要

提案応募の手続きの概要は、以下のとおりです。

- ・国は、本事業の応募に必要な要件を定めて公募を行います。
- ・応募のあった提案について、学識経験者からなる審査委員会における審査の結果を踏まえて、国が採択を決定します。



※スケジュールは今後変更することがあります。

3.2 採択に係る審査の方法

提出された応募書類について、評価事業者が設けた、学識経験者等で構成される評価委員会での評価を行い、採択の候補を選定します。その結果を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。審査にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行います。なお、審査委員会の委員等名簿は採択の決定まで原則非公開とし、審査委員会の議事録は非公表とします。

3.3 採択に係る審査項目

提案内容の審査においては、応募要件への適合性と以下の（１）から（５）までの項目について審査を行います。

（１）事業の趣旨・目的への適合性

本事業の趣旨・目的を理解し、提案する事業においてBIMの活用手法や、検証する効果やその比較基準・目標、分析する課題等を適切に設定できているかについて審査します。

（２）事業の実現可能性・熟度

提案された取組に関する実施計画や実施体制等の実現の可能性、スケジュールの具体性

等の観点から、事業の実現可能性・熟度について審査します。

(3) 事業の発展性

本事業の成果を公表・展開することで、BIMによる建築分野の生産性向上の取組や検討等を更に進展させるかといった事業の発展性について審査します。

(4) 事業の波及性

本事業の成果を公表・展開することで、BIMによる建築分野の生産性向上や普及等、市場の共通課題の解決につながるかといった事業の波及性について審査します。

(5) 事業の効率性

本事業の実施に当たって、検証内容や得られる成果等に対し、効率的な実施計画となっているかについて審査します。

3. 4 採択に係る審査結果の通知

国土交通省において採択を決定した後、結果を応募者に通知します。

採択された提案については、提案名、応募者名、事業概要、審査結果等を報道発表し、国土交通省のホームページに掲載します。

4. 応募方法

4. 1 公募期間

令和3年3月22日（月）～同年4月23日（金）必着

4. 2 提出物・提出方法

(1) 応募書類

応募書類は以下のとおりです。

① BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業 提案申請書	
・表紙	(様式1-1)
・基本情報	(様式1-2)
・事業の概要	(様式2)
・実施体制	(様式3-1)
	(別紙1：事業の実施体制を示す組織図を添付)
・プロジェクト実施工程＋効果検証・課題分析フロー	(様式3-2)
・事業者等に関する確認書（全構成員分）	(様式4)
② パワーポイントによる補足説明資料（P.16を参照）	
【任意】当該補足説明資料の解説資料（同上）	

※応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

※審査等で必要が生じた場合、様式の変更、追加書類の提出を求めることがあります。

※提案申請書の様式は、次のホームページからダウンロードすることが可能です。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000870.html

(2) 提出物

・応募書類（A4版、両面印刷、クリップ止め）	15部（原本1部、写し14部）
・応募書類の電子ファイルを格納したCD-R 又はDVD-R	1枚

※CD-R又はDVD-Rには「令和3年度BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」と「応募提案名」を記載してください。

※応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-R等は返却しません。

(3) 提出先

以下の宛先に郵送により提出してください。郵送時は、封筒の表側に「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業（パートナー事業者型） 応募書類在中」と記載してください。なお、応募書類の差し替えは固くお断りします。また、応募者に対

して提出書類を受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で配達状況を確認できる方法（特定記録郵便物等）で送付してください。

国土交通省住宅局建築指導課

BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

(4) 注意事項

応募書類が、募集要領に従っていない場合、不備がある場合、又は記述内容に虚偽があった場合は、原則、応募を無効とします。

4. 3 問い合わせ先

問い合わせ先は、以下のとおりです。

国土交通省住宅局建築指導課

BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当（内線 39-519、39-542）

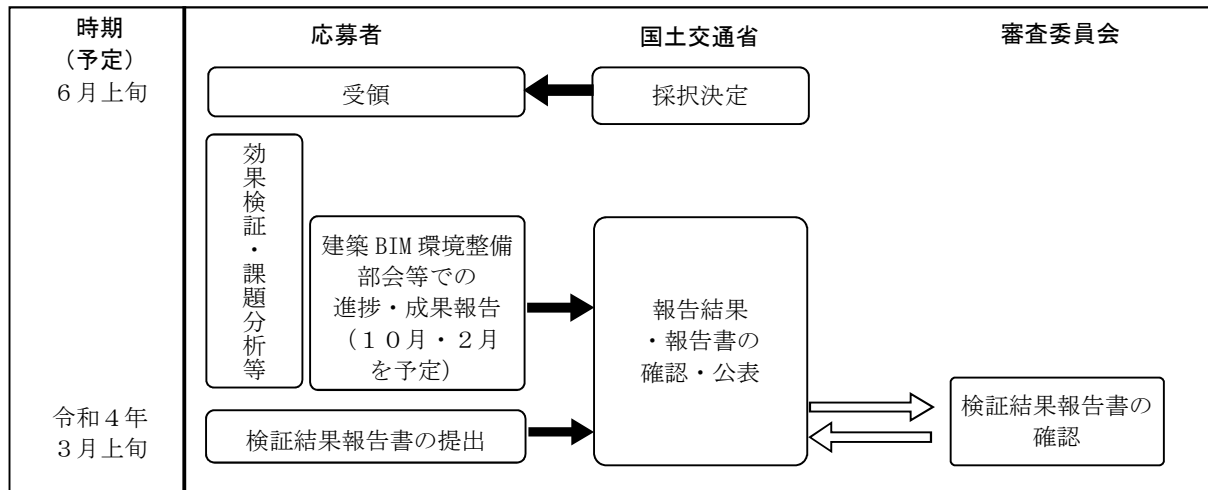
メール：suzu-k2zq@mlit.go.jp、kitagawa-s2bn@mlit.go.jp

TEL：（代表）03-5253-8111 FAX：03-5253-1630

5. 採択後の流れ

採択後の手続きの流れは、次のとおりです。

※応募者が複数者からなる場合については、代表者が全体をとりまとめて実施していただきます。（代表者以外の応募者構成員は代表者に手続きを委任する旨の書面を提出していただきます。）



※スケジュールは今後変更することがあります。
 ※上記のほか、成果報告会を予定しております。

6. 採択を受けた者の責務

本事業の採択を受けた者（以下「事業主体」という）は、次の条件を守らなければなりません。

6. 1 検証結果報告書の提出

令和3年度末には、当該検証等によって得られた成果をまとめた検証結果報告書を作成し、提出しなければなりません。なお、国土交通省は提出された検証結果報告書を自由に公開できるものとします。

また、報告書として、

- ・補助事業に係る部分について、事業主体が受注者であればBIM実行計画（BEP）、発注者であればBIM発注者情報要件（EIR）及びBIM実行計画（BEP）を作成し、提出しなければなりません。
- ・今後のBIMガイドライン改訂に向け、具体的なBIMガイドラインの見直しに向けた提言（該当箇所と追加・変更すべき記載、その理由等）を盛り込んでください。

<検証結果報告書の構成（例）>

- ・補助事業に係るプロジェクトの情報（用途、規模、構造種別、事業実施したプロセス等）
- ・提案内容（設定した定量的に検証する効果・比較基準・目標や、課題・解決策の方向性等）
- ・検証等の内容（前提条件、実施方法、体制、留意点等）
- ・検証等の結果（定量的な効果（発注者のメリットを含む）とその課題、課題の解決策等）
- ・より発展的に活用するための今後の課題（その場合の定量的な効果見込みや、他の検討・解決すべき課題、今後の課題検討に向けたロードマップ等）
- ・補助事業に係るプロジェクトのBIM実行計画（BEP）、BIM発注者情報要件（EIR）、プロジェクトの実情に応じて配慮した点等
- ・具体的なBIMガイドラインの見直しに向けた提言（該当箇所と追加・変更すべき記載、その理由等）

※原則として、機密情報以外については公開していただきます。なお、機密情報や公開情報の範囲については、その成果等の波及性・再現性等に留意しつつ、必要に応じて6. 5の事業に関するヒアリング等で調整させていただきます。

※検証結果報告書の具体的な様式等は、採択を受けた後にご案内します。

6. 2 検証の進捗・成果報告

本補助事業では、当該検証等の実施期間中（または実施期間終了後）、当該補助事業の方向、進捗、成果を建築 BIM 推進会議又は建築 BIM 環境整備部会（またはその他の成果報告会）にて報告していただきます。国土交通省は当該報告結果をホームページにて公表するとともに、周知のために適宜建築 BIM 推進会議の資料等で引用し、公表します。

6. 3 検証の成果の公開・普及

本事業で実施した検証等により得られた成果については、積極的に成果の公開・普及を行ってください。なお、新聞、図書、雑誌論文等による当該検証等の成果の発表に際しては、本事業の成果であることを必ず明記し、公表した資料については国土交通省に提出しなければなりません。

6. 4 知的財産権の帰属等

本事業により生じた知的財産権は、事業主体に帰属します。

6. 5 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業主体は、事業期間又は終了後、必要に応じて、当該事業及びその後の状況に関する調査・評価等のためのヒアリング又はアンケート等に協力していただきます。特に、機密情報や公開情報の範囲については、ヒアリング等で調整させていただきます。

(参考)

パワーポイントによる補足説明資料について

パワーポイントによる補足説明資料は、提案申請書を補足する資料です。写真や図表を掲載するなど具体的にわかりやすく説明し、次のとおりまとめてください。

パワーポイント補足資料の構成（例）

ページ（例）	記載事項
1 (表紙)	<ul style="list-style-type: none">・年度（令和3年度）・応募提案名（〇〇の効果検証・課題分析）・応募者の名称
2	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの概要（用途、規模、構造種別、検証等を行うプロセス等）
3	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトにおけるBIMの活用の目的とその手法
4～8	<ul style="list-style-type: none">・検証する効果等（特に発注者のメリットを含む）とその課題等 または分析する課題等とそれを解決した際の効果等
9	<ul style="list-style-type: none">・実施の手順、体制等（特に発注者及び受注者の関係等を含む）
10	<ul style="list-style-type: none">・本事業を経て目指すもの、目標、解決する課題、成果等

※1 本資料は表紙をあわせて合計10ページに上記の事項を記載してください。それぞれのページ構成はあくまで例であり、応募提案に応じて変更が可能ですが、提案申請書の内容を包含する形にしてください。

※2 A4版の原稿方向は横使いとし、1スライド1ページで、通しページを付して両面印刷してください。

※3 本補足説明資料について、必要があれば概ね3,000文字程度の解説文をまとめた資料を添付してください（任意・様式自由・PDFファイル）。

（昨年度は補足説明資料を説明した映像データの作成を求めておりましたが、今年度から解説文となり、また添付は任意となりましたのでご注意ください）